

# ベトナム人女性技能実習生と 妊娠をめぐる課題

巣内尚子

## はじめに

「ベトナム人女性が妊娠し困っている。帰国もできない状態だ」

2020年に入り在日ベトナム人を支援するカトリック教会のベトナム人シスターやベトナム人通訳者の女性たちから何度もこうした声が聞こえてきた。日本のどこかに、妊娠の事実を誰にも言えず、困り果てている女性たちが存在する。

コロナ流行以降、「女性」に関する問題がメディアなどで報じられている。だが多くが「日本人女性」に関するもので、在留外国人女性への視点は十分ではない。また技能実習生など在留外国人女性が直面する困難の構造的背景に言及した議論は限られる。同時に在留外国人女性が課題に直面しているのはコロナ流行以降のことでは

なく、コロナ以前からである。「コロナにより在留外国人女性が困難に直面している」のではなく、「コロナ以前／以降の問題が絡みあい在留外国人女性を取り巻く問題が複雑化している」と言える。そして妊娠に関する問題もコロナ以前／以降の問題が絡みあい複雑化・深刻化している。そのため本稿では筆者が2014年以降行った在留労働経験を持つベトナム人への聞き取り調査のデータを用い、コロナ禍において、妊娠している女性技能実習生が日本で産むことを選択できない上、帰国することもできないという状況に陥っている構造的背景を説明する。

## 1 ベトナム—日本間の移住労働と権利・自由の剥奪

ベトナム政府は「労働力輸出」政策を打ち出し、海外への在留労働を推進してきた。その中で政府が関連法規を整備したほか、営利目的で労働者送り出しを行う仲介会社に事業免許を付与し、仲介会社が採用や手続き、マッチングなどの業務を担う仕組みが構築された。日本側では日本政府の外国人技能実習制度がベトナム人労働者の受け入れのルートとなってきた。外国人技能実習制度には企業単独型と団体監理型の2つの受け入れ方式があり、大半の技能実習生が団体監理型の受け入れ方式で来日する。団体監理型の場合、送り出し地では送り出し機関（ベトナムの場合、前述した営利目的の仲介会社）、日本側では監理団体が労働者と雇用者の間にに入る。

このように政策面と商業面が重要な役目を果たすベトナム—日本間の移住インフラストラクチャー（Xiang and Lindquist 2014）の特徴

は、経済資本が重要な役割を持つことである。ベトナムでは労働者が多額の手数料、保証金などを仲介会社に支払う。筆者の調査（注1）では、聞き取り対象者の初回の在留労働の渡航費用は男性技能実習生が平均1万337米ドル、女性技能実習生が平均9278・9、2020）。

また技能実習生は制度的に権利を剥奪されている。技能実習生は原則として自由に転職できない。家族を帶同できない上、期限が来れば帰国することが求められる（注2）。同時に通常、受け入れ企業の寮で共同生活する。在留資格、仕事・収入、住居という外国人が

日本で暮らすのに最低限必要なものがすべて関連しがんじがらめになる。このように債務と制度的な諸権利の剥奪により技能実習生は受け入れ企業、監理団体との間で非対称的な権力関係に置かれる。

## 2 「従順な労働者」を作る渡航前研修

ベトナム—日本間の在留労働で特筆されるのは渡航前研修期間に厳格な規則や集団生活などから成る「軍隊式」の研修が取り入れられることである。

渡航前研修は在留労働希望者が来日前に受ける研修で、通常は都市部や都市近郊の全寮制の研修センターで数か月から1年程度実施される。研修期間に幅があるのは、在留労働希望者が研修を受ける前の段階では受け入れ企業が決まっておらず、研修期間中に面接を受け、直接に合格した人から研修を終えるためである。研修は日本語教育が中心で、日本の労働現場で求められる「5S（整理・整顿・清掃・清潔・躰）」なども教えられる。

注意すべきは研修のスタイルである。研修センターでは規則が事細かに決められている。シーツのかけ方や枕を置く位置、寮に持ち込める私物の数、おじぎの仕方などまで決められている例もある。生徒たちが直立不動になり大声で挨拶する光景も見られる。規則に従わない場合、日本に行けなくなると注意されることもある。違反行為をしたとして、朝礼で大勢の人の前に立ち反省文を読み謝罪させられる例もある。研修センターは規則と罰によりベトナム人に規律を内面化させ、日本企業の好む「従順な労働者」へと社会化する

場となる（巣内2019）。

このような問題を含んだ研修の過程で女性技能実習生に妊娠を規制するような発言が投げかけられたり、契約書の中に妊娠禁止が盛り込まれていたりすることがある。来日後も寮への異性の立ち入りが禁止されることもあるなど、プライベートの交友関係へのけん制も行われる。このため女性たちは「妊娠はいけないこと」と思い込んでしまう。性・生殖の自己決定権が無視され続け、女性の性・身体の管理が継続する。

### 3 技能実習生と性・生殖

日本では技能実習生の性・生殖をめぐる事件が起きてきた。2019年には横浜地裁川崎支部が中国出身の技能実習生の女性に懲役1年6月、執行猶予4年（求刑懲役1年6月）の判決を下した。

この女性は2018年末、会社の寮で出産した男児を民家の敷地に置き立ち去ったことが保護責任者遺棄罪に問われていた。女性は妊娠5か月で来日し、自身が妊娠していることを明かせず、食品加工工場で働いていた（神奈川新聞2019年5月23日）。

法務省などは2019年、「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取扱いについて（注意喚起）」を出し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」第9条で「婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」が規定されているとし、この規定が技能実習生にも適用されると説明した。同時に技能実習生の私生活の自由を不当に制限することは「外国人

数のベトナム人が日本に足止めされている。

足止めされた人たちの中に妊娠中の女性が存在する。こうした女性の一人が、ベトナム人女性技能実習生のスアンさんである。1990年代にベトナム南部で生まれたスアンさんは高校卒業後、家族の手伝いをしてきたが、生活が苦しく、技能実習生として来日することを決めた。来日前には5か月にわたり日本語を学んだ上、ハノイ市の仲介会社への手数料などを含めて2億ドン（約110万4020円）を費やした。資金はすべて借金で賄つた。

2015年にスアンさんは来日し、北海道の食品製造会社で働き始めた。仕事量は多く大変だったが、仕事を続けた。2018年に3年の技能実習の終了後、再来日し、その後は技能実習3号の在留資格で就労していた。

ある時、スアンさんはベトナム人男性と交際するようになり、妊娠した。一方、契約書には妊娠を禁じるとの記載があった。スアンさんは日本で安全に出産できると思えず、また妊娠を会社から止められるのではないかと考えた。結果的に帰国以外の選択肢はないと思うようになった。だがコロナにより帰国は困難である。在日ベトナム大使館は帰国希望者向けの登録フォームを作り、帰国支援をしているが、相当数のベトナム人が帰国できずに足止めされているため、登録者数は多数に上る。妊娠中の女性や病気の人などは優先されるが、待っている人が多く、順番が回つてこない。スアンさんも帰国のメドがたたない。スアンさんは妊娠により変化する身体を抱えつつ、会社や監理団体から妊娠をとがめられることを恐れ、帰国もできず、追い詰められている。

の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により禁止されていることも示した。

だが制度的諸権利の制限に顕著なように、日本政府は技能実習生を実質に入れ替え可能な短期滞在の労働力として受け入れている。技能実習生が日本で妊娠、出産、育児することは想定されていない。さらに妊娠した技能実習生が仕事をやめさせられ、帰国せられる例が実際にある。このような状況の中、「妊娠したので帰国しなければいけない」と思い込む技能実習生が出てくる。あるいはこの川崎の事例のように妊娠を隠し通し、出産に至る人もおり、技能実習生からは安全な妊娠、中絶、出産の権利が奪われている。

### 4 コロナの影響

次に技能実習生へコロナの影響を見たい。筆者は2020年5月から6月、オンラインアンケート調査を実施した。アンケートはFacebookで呼びかけをし、許可を得た上で、在日ベトナム人77人（女性42人、男性35人）から回答を得た（注1）。この結果、明らかになつたのは技能実習生が仕事・生活面ともにコロナによりさまざまな影響を受けていることである。「新型コロナウイルスの影響を受け仕事面の問題がある」と回答した人は回答者全体の66・2%だった。在留資格別では技能実習生の63%、留学生の84・2%が「新型コロナウイルスの影響を受け仕事面の問題がある」と回答した。

影響は生活面にも出ている。頭著だったのは「帰国できない」という訴えである。コロナによる移動制限と航空各社の運休のため多

### むすびにかえて

生殖にかかわる女性の性は長きにわたり管理され、性交、妊娠、中絶、出産において女性は力を奪わってきた（青山2013）。そのため女性たちは「産む産まないは女が決める」とし、性・生殖に関する自己決定権のために戦い、一定の権利を勝ち取ってきた。だが技能実習生の女性たちは制度的にも社会的な現実としても「従順な労働力」としてだけ存在することが求められ、性・生殖の権利を侵害してきた。そしてコロナによる帰国困難の問題は妊娠している女性たちに帰国という道さえも閉ざすことになった。この状況は「コロナのせい」ではない。コロナという特殊な状況が、技能実習生に対する性・生殖の自己決定権の剥奪状況を浮き彫りにしたのである。「日本では産めない。帰国したい」と考える女性たちの存在は、日本にいる在留外国人女性の置かれた構造的困難を示している（注2）。

すない・なおこ／ラバール大学大学院博士課程、ジャーナリスト

<sup>注1</sup> 筆者は2014～2019年にベトナム、日本、台湾でスノーボール形式により対象者を探し、国際移住労働の経験を持つベトナム人171人、カンボジア人3人、フィリピン人4人に許可を得た上で半構造化インタビューを実施した。

<sup>注2</sup> 特定技能という新たな在留資格が導入されたことで技能実習生から特定技能の在留資格に変更する人もいるが、それでも一定の要件が必要になる。

<sup>注3</sup> アンケート結果の一部は2020年、Yahoo! Japan Newsに「在日ベトナム人調査（1）～（3）として寄稿した。

<sup>注4</sup> 航空会社が徐々に飛行機の運航を再開し、日本に足止めされている技能実習生も帰国することが見込まれる。だが帰国者が増えることは、たとえそれが本人の希望であつたとしても女性たちの権利の剥奪状況にふたをしてしまって可能性さえある。